

景観通信



景観通信は、景観づくりに関する情報発信をすることで、市民の皆さんと情報の共有を図り、鈴鹿の美しい景観を一緒に守り、育てることを目的に発行しています。
今回は、「地区別景観づくり計画（道伯地区）」について、ご紹介します。

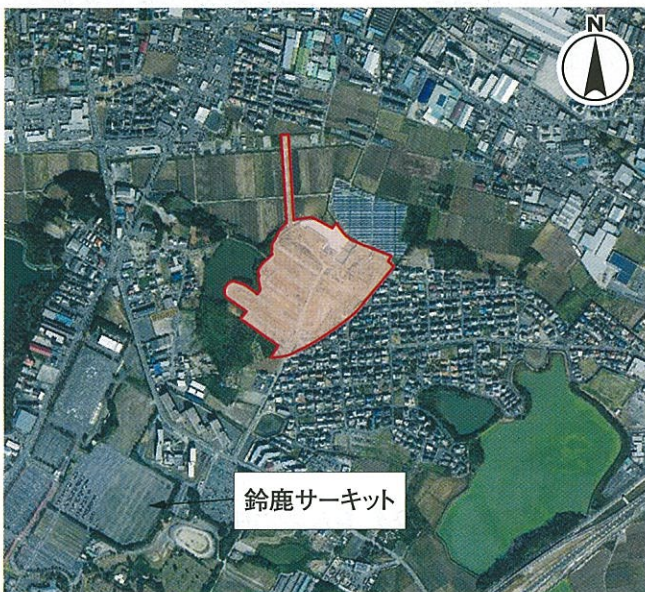
鈴鹿市景観計画は、市全域を対象とした「全体計画」と、地区単位で市民が主体となって景観の保全や創出に取り組むための「地区別景観づくり計画」の2つから構成しています。

このうち、「地区別景観づくり計画」は、市民の主体的な景観づくりを支援することを目的とし、市民が主体となり景観づくりに取り組む中で、そこからの発意などをもとに、その地区の特性に応じたきめ細やかな計画を定めています。今後、地区ごとにまとまれば、「地区別景観づくり計画」を随時追加していきます。

鈴鹿市景観計画

全体計画

地域別景観づくり計画



今回ご紹介する「地区別景観づくり計画（道伯地区）」は、鈴鹿市の「地区別景観づくり計画」の第1号で、平成26年4月に指定し、同年6月に運用を開始しました。

当地区は、民間事業者による大規模な住宅開発団地で、周辺は緑豊かな田園風景が拡がり、隣接地に良好な住宅地景観が形成されています。

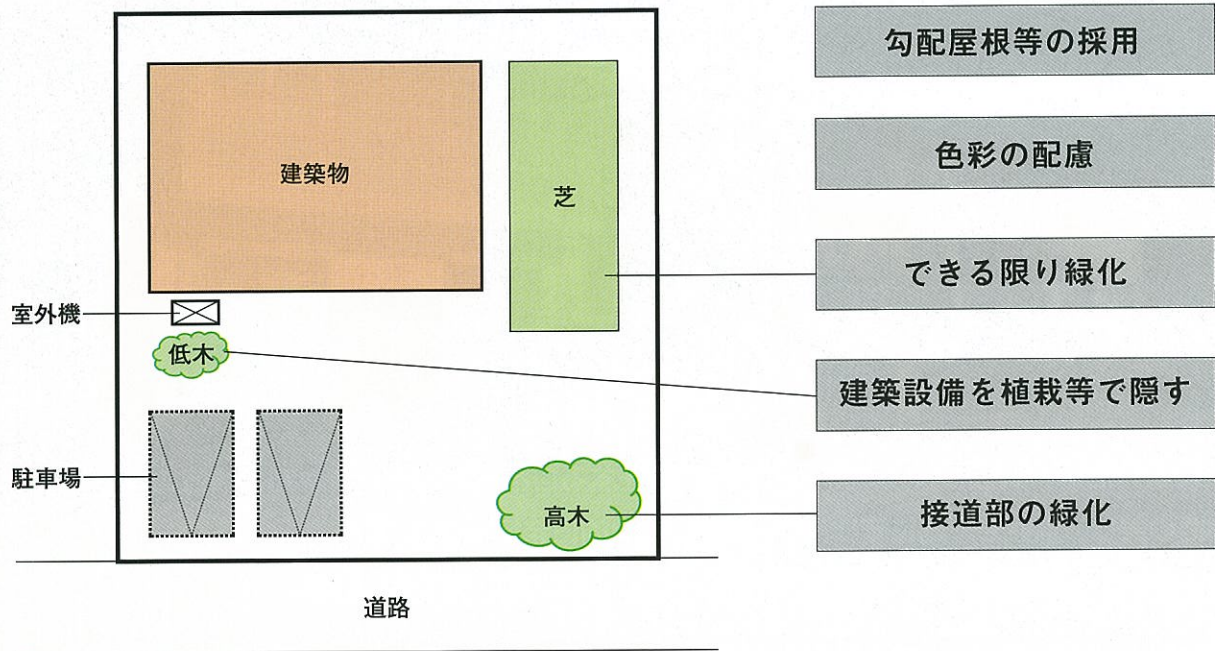
このような景観特性を踏まえ、当地区の景観形成の目標を次のとおり定めています。

【景観形成の目標】

「専用住宅地として、良好な住環境を確保するため、周辺の自然環境と調和のとれた緑とうるおいのある景観の形成を進めていきます」

景観形成の目標を達するため、全ての建築物は、新築等を行うときに、周辺の景観を阻害することのないよう、景観形成基準に適合する必要があります。

景観形成基準の配慮事例



地区別景観づくり計画（道伯地区）地内の建築物



“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝えるために

今回の景観通信は、「地区別景観づくり計画」について取り上げました。地区の景観の特性に応じてきめ細やかな計画を定めることによって、より質の高い良好な景観が形成されていきます。

当課では、「地区別景観づくり計画」を積極的に指定していきたいと考えており、そのためには、地区の景観づくり活動が重要になってきます。そのきっかけづくりに関わっていききたいと考えています。

■発行：鈴鹿市 都市整備部 都市計画課

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL:059-382-9024 FAX:059-384-3938

E-mail : toshikekaku@city.suzuka.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index.html>